

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和5年度 |
| 計画主体 | 観音寺市 |

観音寺市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 観音寺市 経済部 農林水産課
所在地 観音寺市坂本町一丁目1番1号
電話番号 0875-23-3931
FAX番号 0875-23-3956
メールアドレス nousui@city.kanonji.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--------------------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ・カラス・アライグマ・ニホンジカ・ヒヨドリ・ムクドリ・ニホンザル |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 香川県観音寺市 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-------|--------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稻 | 0.7ha、 622千円 |
| カラス | なし | なし |
| アライグマ | なし | なし |
| ニホンジカ | なし | なし |
| ヒヨドリ | なし | なし |
| ムクドリ | なし | なし |
| ニホンザル | なし | なし |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

(獣類：イノシシ・アライグマ・ニホンジカ・ニホンザル)

本市は北部に七宝山、南部に讃岐山脈を擁し、イノシシの増加が近年著しい。特に山間部や山際の集落における生活圏への侵入、農作物の食害に住民は苦慮している。その地域規模も拡大傾向にあり、近年では市街地へのイノシシの出没情報が多発している状況である。

アライグマは、市街地においては住民の通報に基づき行政捕獲を行っており、毎年10頭ほどの実績となっている。農作物等への被害が拡大する前に、個体数の増加を防止する。

ニホンジカは、栗井町、大野原町、豊浜町の山間部で生息が確認されており令和4年度については、15頭の捕獲実績があった。農作物や林業への被害が出る前に、個体数の増加を防止する。

ニホンザルは市街地の民家の屋根の上等で確認され、周辺の山林にハナレザルの生息が確認されている。捕獲は容易ではないため、追い払いを中心に食害防止を図る。

(鳥類：カラス・ヒヨドリ・ムクドリ)

鳥類、特にカラスの食害が急増している。住民の生活圏に存在することが多いため銃猟では場所的に射撃ができないケースが多く、また住民の生活環境への被害が拡大しており、捕獲箱を設置しているが知能が高いため箱わなには警戒して容易には入らない。また集団で群れ、天敵不在、餌も豊富と自然界での調整は不可能と思われ、数の増加に歯止めがかからない状況である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|---------|-------------|-------------|
| イノシシ被害 | 0.7ha、622千円 | 0.3ha、300千円 |
| カラス被害 | なし | 被害防止継続 |
| アライグマ被害 | なし | 被害防止継続 |
| ニホンジカ被害 | なし | 被害防止継続 |
| ヒヨドリ被害 | なし | 被害防止継続 |
| ムクドリ被害 | なし | 被害防止継続 |
| ニホンザル被害 | なし | 被害防止継続 |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | 【イノシシ】 有害鳥獣捕獲に対して市と県で奨励金を交付している | 有害鳥獣捕獲は主に地区猟友会員が行っているが、高齢化が進んでいるため、活動は容易ではない。 |
| | 【アライグマ】 特定外来生物捕獲に対して市と県で奨励金を交付している。 | アライグマは水路を通過して移動するため、行動範囲が広く、罠を設置する場所の選定などが難しく捕獲実績が伸びていない。 |
| | 【地区猟友会】 有害鳥獣捕獲活動にかかる必要経費として補助金を交付。 | 捕獲活動に要する猟具や資材は高価なため狩猟者の負担が大きく、捕獲後の個体処理についても大きな負担や課題となっている。 |

| | | |
|---------------|--|---------------------------------------|
| 防護柵の設置等に関する取組 | 【防除機具購入補助】 農作物を守る目的で購入する電気柵の価格の2分の1を補助（上限5万円 年1回のみ） | 電気柵の価格は10万円前後になるので、購入補助があっても個人負担は大きい。 |
|---------------|--|---------------------------------------|

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

狩猟免許保持者及びアライグマ等の計画的な防除に従事する防除従事者を養成し、安全で効果的に捕獲できる箱わなでの捕獲推進に努める。また、イノシシ・カラス・ニホンジカ・ヒヨドリ・ムクドリについては、被害状況に応じて銃器による適切な捕獲を推進する。

イノシシによる農作物の被害については現地を確認し、市単独で補助を行っている電気柵等の事業の活用を推奨し農地を保護していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

観音寺地区猟友会（観音寺管内従事者）、豊浜地区猟友会に依頼する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|------------------|--|
| 5 | イノシシ・アライグマ・ニホンジカ | イノシシ・ニホンジカについては、くくりわな等により被害状況に応じて捕獲を行う。 アライグマについて本市では、外来生物法に基づく防除実施計画を策定しており、これに基づき捕獲従事者登録者を育成し、箱わなを利用した着実な個体数減少を目指す。 |
| | カラス・ヒヨドリ・ムクドリ | 銃器又は捕獲箱により、被害状況に応じて捕獲を行う。現在は鳥獣被害対策実施隊員によって捕獲箱による捕獲を行っている。 |
| 6 | イノシシ・アライグマ・ニホンジカ | イノシシ・ニホンジカについては、くくりわな等により被害状況に応じて捕獲を行う。 アライグマについて本市では、外来生物法に基づく防除実施計画を策定しており、これに基づき捕獲従事者登録者を育成し、箱わなを利用した着実な個体数減少を目指す。 |
| | カラス・ヒヨドリ・ムクドリ | 銃器又は捕獲箱により、被害状況に応じて捕獲を行う。現在は鳥獣被害対策実施隊員によって捕獲箱による捕獲を行っている。 |
| 7 | 同上 | 同上 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|---|
| 香川県第13次鳥獣保護管理事業計画及び香川県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画及び観音寺市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画を参考として、各地区猟友会が、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して導入するくくりわな・箱わなによる効果的かつ効率的な有害鳥獣捕獲を実施し、生息数を適正に管理し、被害を防止する。ニホンジカに関しては、大野原町に多数存在する国有林での被害が出る前に、個体数の増加を防ぐ。ニホンザルに関しては、ハナレザルによる人身被害や農作物被害を未然に防ぐ。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|------|------|
| | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
| イノシシ | 800頭 | 800頭 | 800頭 |
| カラス | 800羽 | 850羽 | 900羽 |
| アライグマ | 5頭 | 5頭 | 5頭 |
| ニホンジカ | 15頭 | 20頭 | 25頭 |
| ヒヨドリ | 100羽 | 200羽 | 300羽 |
| ムクドリ | 100羽 | 200羽 | 300羽 |
| ニホンザル | 5頭 | 5頭 | 5頭 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| 箱わなと囲いわな、くくりわなについて、有害捕獲期間が通年化したため一年を通じて捕獲を実施する。 |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|--|
| 山間部にて有害鳥獣捕獲を実施する場合、捕獲対象が遠方にいる場合は射程距離の長いライフル銃の使用が必要となる。鳥獣被害対策実施隊員は矢先の確認、周辺に民家や建物が無いことを確認した上でライフル銃を使用し捕獲を実施する。 |

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 該当なし | 該当なし |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|---------------|---------------|---------------|
| | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
| イノシシ | 電気柵等 2000m | 電気柵等 2000m | 電気柵等 2000m |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|--|----------------------------------|
| 5 | イノシ・カラス・ アライグマ・コホン ジカ・ヒヨドリ・ ムクドリ ニホンザル | 遊休農地や放任果樹による餌付けを防止する取組の啓発、緩衝帯の整備 |
| 6 | 同上 | 同上 |
| 7 | 同上 | 同上 |

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

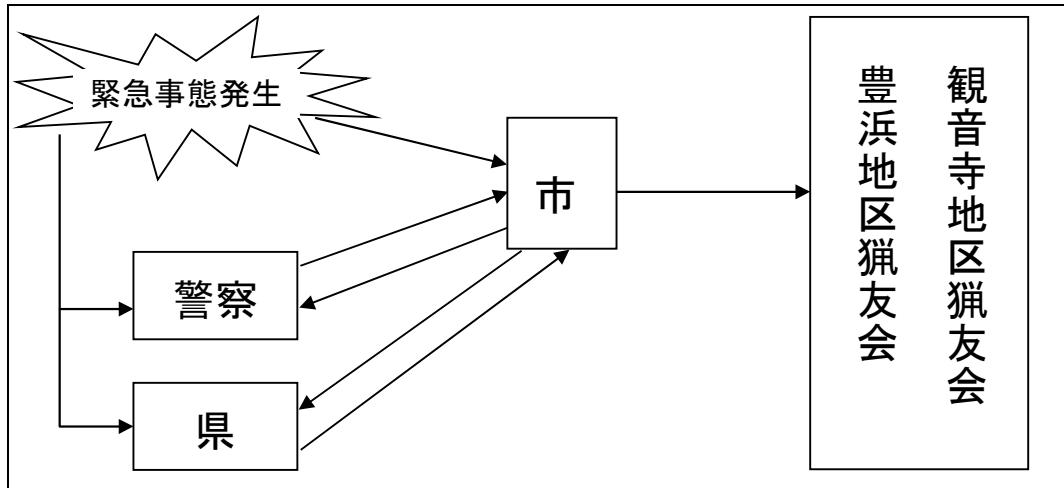
(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-----------|------------|
| 観音寺地区猟友会 | 対象鳥獣の駆除 |
| 豊浜地区猟友会 | 対象鳥獣の駆除 |
| 香川県みどり保全課 | 被害防止に関する助言 |
| 香川県警察署 | 注意喚起 |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称 観音寺市鳥獣被害対策協議会

| 構成機関の名称 | 役割 |
|---------------------|---------------|
| 香川県農業協同組合三豊地区営農センター | 事業推進 |
| 香川県農業協同組合豊南地区営農センター | 事業推進 |
| 香川県農業共済組合 三豊支所 | 被害調査、事業推進 |
| 観音寺地区猟友会 | 鳥獣被害対策（捕獲）実施 |
| 豊浜地区猟友会 | 鳥獣被害対策（捕獲）実施 |
| 集落の代表者 | 被害調査、集落への普及啓発 |
| 香川県西讃農業改良普及センター | 市への技術的な指導助言 |
| 観音寺市農業委員会 | 被害調査、啓発活動 |
| 観音寺市農林水産課 | 事務局 |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-----------|-----------------------|
| 観音寺市生活環境課 | 生活環境に関する被害の防止（未然防止含む） |
| | |
| | |
| | |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

観音寺市鳥獣被害防止計画に基づき、観音寺市全域において有害鳥獣駆除を行っている。
主に観音寺地区猟友会・豊浜地区猟友会の2つの猟友会の会員により構成されている。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲した者が責任を持って埋設を行う。
尚、アライグマに限り原則焼却処理することとし、やむを得ず埋設する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物の掘り返しに留意するものとする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

狩猟者等の行うジビエ利用について、衛生情報の提供など、取り組みへの支援を実施する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市街地にイノシシ等が出没した際には学校などの機関への周知を行うと同時に、ほっとメールやSNSで出没状況や遭遇した時の対処法などを市民に迅速に周知する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。